

家庭裁判所からのお知らせ  
「離婚と子どもをめぐる新しいルール」について

# 離婚と子どもをめぐるルール が新しくなります！

令和6年5月に成立した民法等改正法により、父  
母が離婚した後も、子どもの利益を確保することを  
目的として、親権、養育費、親子交流などに関する  
ルールが見直されました。

家庭裁判所キャラクター  
かーくん

令和8年4月1日に  
施行されます！



子どもの最善の利益を確保するためには、話し  
いを通じた父母の協力が重要です。しかし、話し  
いがまとまらない場合は、家庭裁判所の手続を利  
用し、解決を図ることも考えられます。

裁判所の手続案内や申立書は、裁判所ウェブサ  
イトでご案内しています。

また、今回の改正により新設・変更した手続等  
のリンクをまとめた特設ページ「離婚と子どもをめ  
ぐる新しいルールについて」もご覧ください。



[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/  
syurui\\_kazi/kazi\\_kaisei/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_kaisei/index.html)



□日程  
□応募  
□時間  
□申込方法  
□期間  
□申込み先  
□問合せ先  
□電話  
□FAX  
□内  
□定員  
□電子メール  
□料金・費用  
□ホームページ  
□持参物  
□締切  
□その他